

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋補機冷却系サージタンクへの補給操作時、純水補給水の弁を開操作して補給すべきところ、誤って復水系補給弁の弁を開操作して補給を行ったことが認められ、これによる当該系統に混入した復水補給水系の水の量は約365リットルと推定。本事象については、混入した復水補給水系の水が当該系統の熱交換器に使用している海水系から放水口を通じて管理区域に放出される可能性が考えられるため、本日、当該熱交換器を隔離した。その後、当該タンクの水位に低下傾向が見られないことから、当該系統の熱交換器に漏えいの可能性があると考えられる。なお、暫定評価で周辺海域への放射能の影響はないが、今後、測定にもとづいた評価を行う。また、弁の誤操作についても、原因について調査する。	A s	1月19日公表済 (150KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器ドライウェル照明用分電盤漏電しゃ断器（1台）の動作試験時、動作不良が認められたため、当該しゃ断器を修理	D	
2	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷水循環ポンプ出口ベント弁二次側配管の仮設継手取付作業時、ベント配管継手部に折損が認められたため、当該継手部を点検・修理	D	
3	2号機	タービン建屋床ドレンサンプの全停止作業中において、仮設プールにて流入水を受けていたが、想定外の流入量によりオーバーフローが認められたため、対応検討	C	
4	3号機	電気油圧式制御装置油冷却器冷却水回収タンク水位調整弁において、開閉動作不良が認められたため、当該弁制御回路を点検・修理	D	
5	4号機	主復水器細管洗浄装置（E）ボール捕集器差圧計において、指示不良が認められたため、当該差圧計及び検出配管を点検・修理	D	
6	5号機	所内ボイラー室換気空調系冷却装置ファン（No. 2）駆動用電動機の点検時、反負荷側ブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
7	5号機	所内ボイラー室換気空調系冷却装置ファン（No. 1）駆動用電動機の点検時、プリーキーに腐食が認められたため、当該プリーキーを交換	D	
8	5号機	所内ボイラー室換気空調系冷却装置ファン（No. 2）駆動用電動機の点検時、プリーキーに腐食が認められたため、当該プリーキーを交換	D	
9	5号機	コントロール建屋スイッチギア室換気空調系排風ファン（HVE5-5）において、Vベルトに亀裂が認められたため、当該Vベルトを交換	D	
10	5号機	主復水器細管洗浄装置（B2）ボール回収器のブロー弁において、ハンドルの操作不可（空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニットスクラム電磁弁（2台）において、異音が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
12	5号機	原子炉格納容器貫通計装配管温度記録計（TRS-2-186B）において、打点計の動作不良が認められたため、当該打点計を点検・修理	D	
13	その他	精密検査用Ge半導体検出器冷却用液体窒素容器の補充時において、容器の再検査期間が過ぎていることが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで